

勤怠管理ソリューション「Jet-One Timesheet」利用規約

(2026/7/27 版)

本利用規約（以下「本規約」）は、株式会社ノムラシステムコーポレーション（以下「当社」）が提供する勤怠管理ソリューション「Jet-One Timesheet」（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を申し込んだ法人または団体（以下「契約法人」）は、本規約のすべての条項に同意したものとみなされます。

第1条（目的）

本規約は、当社が提供する本サービスを、契約法人が利用する際の一切の關係に適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

1. 「利用契約」とは、本規約に基づき当社と契約法人の間に成立する本サービスの利用に関する契約をいいます。
2. 「登録ユーザー」とは、契約法人の管理下において、本サービスを利用することを認められた従業員その他の役員およびスタッフ等をいいます。
3. 「連携外部システム」とは、SAP 社が提供する「SAP SuccessFactors」および本サービスが連携する外部のシステムやサービスをいいます。

第3条（利用契約の成立およびアカウント管理）

1. 利用契約は、契約法人が当社所定の方法により本サービスの利用申し込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。

2. 契約法人は、本サービスのアカウント ID およびパスワード（以下「アカウント情報」）を自らの責任において厳重に管理するものとし、これを第三者に開示、貸与、または譲渡してはなりません。
3. 登録ユーザー用のアカウント情報は、1 つのアカウントにつき登録ユーザー1 名のみが利用できるものとし、複数人で同一のアカウントを共有または使い回してはなりません。
4. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、または第三者の不正利用等によって生じた損害の責任は契約法人が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 4 条（利用料金および支払方法）

1. 契約法人は、本サービスの対価として、別途定める「導入費用」、および「基本料金」に「問い合わせ実績に応じた従量費用」を加算した利用料金（以下「本件対価」）を支払うものとします。
2. 本件対価の支払方法は、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する銀行口座への現金振込とします（振込手数料は契約法人の負担とします）。
3. 支払時期は、四半期（3 ヶ月）ごとに締め、請求月締めの翌月末日までに支払うものとします。
4. 契約法人が利用料金の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から支払い完了に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 5 条（契約期間および自動更新）

1. 利用契約の期間は、契約成立日から 1 年間とします。
2. 期間満了日の 3 ヶ月前までに、当社または契約法人のいずれからも書面または当社所定の電子的方法による更新拒絶の申し出がない限り、利用契約は同一条件でさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第 6 条（途中解約の禁止および非返金）

1. 契約法人は、利用契約の期間中、原則として途中解約をすることができません。

2. 契約法人の都合により利用契約を途中で終了させる場合、契約法人は、解約日までに発生した重量費用の未払分に加え、残存する契約期間分の基本料金に相当する額の全額を違約金として直ちに当社に一括して支払うものとします。

3. 前項の場合、理由の如何を問わず、契約法人から当社へ既に支払われた導入費用、基本料金、および実績料金は、一切返金しないものとします。

第 7 条（禁止事項）

契約法人および登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

1. 勤怠データ等の情報を意図的に虚偽登録、変更、または改ざんする行為。
2. 他の登録ユーザーのアカウント情報を不正に使用する行為。
3. 当社または第三者の知的財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為。
4. 当社のネットワーク・システムに過度な負荷をかける等その他の方法により、本サービスの運営・提供を妨害する行為。
5. 本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等、解析を行う行為。

第 8 条（知的財産権の帰属）

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、ノウハウ、および付随するドキュメント類に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、または登録を出願する権利を含みます）は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している第三者に帰属します。利用契約の成立は、契約法人に対し、これら知的財産権の譲渡や使用許諾を意味するものではありません。

第 9 条（データ管理および連携外部システムの仕様）

1. 本サービスにおいて蓄積または処理される勤怠データおよび登録情報の保存期間、セキュリティ基準、および利用契約終了後のデータ削除等の取り扱いについては、連携外部システムである

「SAP SuccessFactors」の仕様、保存期間、および SAP 社との契約条件に準じるものとし、当社はこれら連携外部システムの仕様および規約の範囲を超えるデータの保存、管理、または復旧義務を負わないものとします。

2. 契約法人は、自らの責任において従業員等の個人情報を本サービスに登録するものとし、登録データのバックアップ等は契約法人の責任において行うものとします。

第 10 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取得する登録ユーザーの個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱うものとし、契約法人はこれに同意するものとします。

2. 契約法人は、登録ユーザーの個人情報を本サービスに登録するにあたり、当該登録ユーザーから事前に本サービスにおける利用等に関する適切な同意を得るなど、個人情報保護法その他の関係法令を遵守するものとします。

第 11 条（サービスの停止・中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約法人に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止または中断することができるものとします。

1. 本サービスのシステム保守、点検、または修理を定期的にまたは緊急に行う場合。
2. 火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの運営ができなくなった場合。
3. 連携外部システム（SAP SuccessFactors 等）の障害、メンテナンス、仕様変更、または提供停止等により、本サービスとの連携が不可能または困難となった場合。
4. その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合。

第 12 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスが契約法人の特定の目的に適合すること、または本サービスに不具合やエラーがないことを保証しません。
2. 当社は、連携外部システムの不具合、仕様変更、または提供停止等に起因して、本サービスに一時的な利用不能、データ遅延、または不具合が生じた場合について、一切の責任を負わないものとします。
3. 契約法人が本サービスを利用したことに関連して生じた、登録ユーザーと契約法人の間の労務トラブル、給与計算の不一致等について、当社は関与せず、一切の責任を負いません。

第 13 条（損害賠償）

1. 契約法人及び当社は、相手方の故意又は過失に起因して損害を被った場合には、その請求原因の如何を問わず、通常損害（逸失利益を含みません。）に限り、相手方に対し、その被った損害の賠償を請求することができます。ただし、本規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。
2. 前項の損害賠償請求の額は、相手方の故意又は重大な過失に起因して損害を被った場合を除き、第 4 条（利用料金）に基づき、当該事故発生の原因となった本サービスについて直近 1 年間に当社に支払われる（または支払われた）対価の額を上限とします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約法人は、現在および将来にわたり、自ら（自らの役員、主要な株主、または実質的に経営を支配する者を含みます）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力と何ら関係を有していないことを表明し、保証します。

2. 当社および契約法人は、相手方が前項の保証に違反した場合、または相手方が自らもしくは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説を流布し偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し業務を妨害する行為を行った場合は、何らの催告を要せず、直ちに本利用契約を解除することができます。

3. 前項に基づき本利用契約が解除された場合、解除された側は、解除によって生じた損害の賠償を相手方に請求することはできません。また、解除した側は、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

第 15 条（契約解除）

当社または契約法人は、相手方が本規約の条項に違反し、相当期間を定めた書面による催告後も当該違反が是正されない場合、利用契約を即時に解除することができるものとします。

第 16 条（規約の変更）

1. 当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更することができるものとします。

2. 当社は、本規約を変更する場合、変更日の 30 日前までに、本サービス上への掲示、または契約法人への電子メール等の手段により、変更内容および変更日を通知します。

3. 前項の通知後、変更日以降に契約法人が本サービスを利用した場合、契約法人は変更後の規約に同意したものとみなします。

4. 前各項の規定にかかわらず、利用料金の改定や支払い条件の変更など、契約法人に重大な不利益を与える変更を行う場合は、契約法人から書面または電子契約等の電子的方法による個別の同意を得るものとします。

第 17 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の解釈および適用にあたっては、日本法を準拠法とします。

2. 本サービスまたは本規約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。